

○成就館学外者使用細則

令和2年2月27日

(趣旨)

第1条 この細則は、成就館規程第2条に基づき、学外者の成就館の使用について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この細則の適用対象となる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 龍谷大学及び龍谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の卒業生及び修了生
- (2) 本学学生の保護者
- (3) 成就館学内者使用細則第2条第2項に該当する本学職員
- (4) その他学長が適当と認めた者及び団体

(使用の目的)

第3条 成就館は、次の各号の目的で使用することができる。

- (1) 演奏会、発表会、講演会、セミナー又は会合
- (2) その他学長が認めたもの

2 次の各号の目的での使用は、大学の許可がある場合を除き、認めない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) カルト等への勧誘
- (3) 政治活動
- (4) その他本学の教育、研究又は学生生活に支障の生ずるような行為

(施設)

第4条 成就館において使用できる施設（以下「施設」という。）は、次の各号及び次項のとおりとする。

- (1) J101～J403の各室
- (2) Sozo Square 1～4の各室
- (3) En Square 1～3の各室
- (4) 聚学庵
- (5) En Lounge
- (6) Promotion Square
- (7) Ryukoku Main Theater
- (8) Ryukoku Live Theater

(9) Workroom

(10) En Terrace

(11) Theater Lounge 1～2の各室

(12) CaféRyukoku &

(使用日時)

第5条 成就館の使用可能時間は、開館日の午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生部長は、必要に応じて使用可能時間を変更することができる。

(使用者登録手続)

第6条 成就館の使用希望者は、年度ごとに使用者登録を行わなければならない。

2 使用者登録は、別に定める成就館使用者登録届を学長宛てに提出しなければならない。

(使用者の承認)

第7条 学長は、提出された成就館使用者登録届について、その内容を審査し、登録の可否を決定する。

(使用願の提出)

第8条 使用者登録がなされた者が成就館の使用を希望するときは、所定の使用願を学長宛てに提出しなければならない。

2 使用者登録がなされた団体が使用願を提出する場合は、その使用責任者を定めなければならない。

3 使用願受付期間は、別表1のとおりとする。

(使用の許可)

第9条 学長は、提出された使用願について、その使用目的、内容等を審査し、使用の可否を決定する。

(使用料)

第10条 学外者の施設等の使用料は、別表2に定めるとおりとし、付属設備の使用料は、総務部長が定める。

2 第2条第1号から第3号の者が使用する場合の使用料は、前項の定めにより算出した使用料の10分の5に相当する金額とする。

3 学長が、特別の事情があると判断した場合は、使用料の一部又は全額を免除することができる。

(使用料の支払い)

第11条 前条の定めに基づく使用料の支払いは、使用料の請求を受けた日の翌日から10日以内（ただし、支払期日が土曜日、日曜日、祝日又は休館日となる場合は、その前日）で、かつ、使用日の2日前までに全額を納入しなければならない。ただし、学長が特別の事情があると判断した場合は、この限りではない。

（使用の変更・解約手続）

第12条 使用者の都合により、使用内容の変更又は使用の解約を行う場合は、使用願受付期間末日（ただし、使用願受付期間末日が土曜日、日曜日、祝日又は休館日となる場合は、その前日。以下同じ。）までに、学長宛てに所定の様式にて届出なければならない。

- 2 使用者の都合により、使用内容を変更し、既納の使用料に過不足が生じた場合、直ちに不足分を納入することとし、余剰分は返還することとする。ただし、使用願受付期間末日を過ぎて使用内容を変更した場合の余剰金は、返還しない。
- 3 使用願受付期間末日を過ぎて使用の解約を行う場合は、解約手数料を支払わなければならない。ただし、学長が特別の事情があると判断した場合は、この限りではない。
- 4 前項に定める解約手数料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第4条第1項第7号及び第8号の施設

ア 使用願受付期間末日の翌日から使用日の14日前までの解約 使用料の50%相当額

イ 使用日の13日前から使用日までの解約 使用料の100%相当額

(2) 第4条第1項第1号から第6号まで及び第9号から第12号までの施設

ア 使用願受付期間末日の翌日から使用日までの解約 使用料の100%相当額

（使用料の返還）

第13条 本学の管理上の都合により、使用を取り消した場合又は災害その他不可抗力により使用できなくなった場合は、次の各号に定めるとおり使用料を返還する。

(1) 本学の管理上の都合により使用を取り消した場合 使用料の全額

(2) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合 使用料の50%相当額

（使用者の遵守事項）

第14条 使用者は、次の各号の定めを遵守しなければならない。

(1) 本学の教育、研究又は学生生活に支障の生ずるような行為をしてはならない。

(2) 施設、設備、什器、備品等を滅失、紛失、破損又は汚損してはならない。また、許可なく什器、備品等を移動してはならない。

(3) 火災予防その他の事故防止に万全を期さなければならない。

- (4) 法令及び本学の諸規則に違反する行為並びに他の使用者，近隣住民の迷惑となる行為をしてはならない。
 - (5) 本学の許可なく，他者に権利を譲渡したり，施設を使用させたりしてはならない。
 - (6) その他本学職員の指示がある場合，これに従わなければならない。
- (使用者の通報義務)

第15条 使用者は，次の各号のいずれかに該当する場合，直ちに，本学職員に通報しなければならない。

- (1) 施設，設備，什器，備品等を滅失，紛失，破損又は汚損した場合
 - (2) 火災，盗難その他の異変があった場合又は異変が予知される場合
 - (3) その他緊急措置が必要と認められる事由が発生した場合
- (使用の取消・中止)

第16条 学長は，使用内容が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は，施設の使用を許可しないことがある。また，使用許可後であっても，その使用許可を取り消す，又は使用を中止させることができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛ける恐れがあるとき。
- (2) 本学の教育，研究又は学生生活に支障があるとき。
- (3) 本学の建学の精神に反する恐れがあるとき。
- (4) 使用願に虚偽の記載があったとき又は使用許可書を不正に利用したとき。
- (5) 法令及び本学の諸規則に反する行為をしたとき又はその恐れがあるとき。
- (6) その他使用が不適切又は管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定に基づき使用許可を取り消し，又は使用を中止させた場合において，使用者に損害が生じたとしても，本学は一切の責任を負わない。

3 第1項に基づき使用許可を取り消し，又は使用を中止させた場合の使用料の取り扱いは，取り消した時点又は中止させた時点を基準日として，第12条第4項を準用して清算する。

(使用の禁止)

第17条 学長は，前条の措置を行った場合又は使用後において，その使用が前条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合，その使用者に対し，以降の本学施設の使用を禁止することができる。

(損害賠償)

第18条 使用者は，故意又は過失により施設，設備，什器，備品等を滅失，紛失，破損又は汚損した場合は，その損害を賠償しなければならない。

(権限の委譲)

第19条 学長は、この細則の運用に係る事項について、その権限を学生部長又は総務部長に委譲することができる。

(その他の事項)

第20条 この細則に定めのない事項の取扱いは、学生部長が決定する。

(事務の所管)

第21条 この細則に関する事務は、学生部が行う。

(細則の改廃)

第22条 この細則の改廃は、成就館運営委員会の議を経て、部局長会において決定する。

付 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年1月14日第3条改正)

この細則は、制定日(令和3年1月14日)から施行する。

付 則 (令和4年11月17日別表2改正)

この細則は、制定日(令和4年11月17日)から施行する。

付 則 (令和5年10月5日第4条, 第10条, 第14条, 第16条, 別表1, 別表2改正, 別表3削除)

この細則は、制定日(令和5年10月5日)から施行する。

別表1 使用願の受付期間(第8条第3項関係)

使用者	第4条第1項に規定する施設		その他の事項
	第7号, 第8号以外	第7号, 第8号	
本学の卒業生及び修了生	使用希望日の3ヶ月前にあたる日が属する月の初日から1週間前まで	使用希望日の5ヶ月前にあたる日が属する月の初日から1ヶ月前まで 使用願受付期間の初めの1ヶ月間は仮申込期間とし, 希望する使用日時が重複した場合は, 第	総務部長が, 特別の事情があると判断した場合は, 左記の受付期間前であっても使用願を受け付けることがある。
本学学生の保護者			
その他学長が適当と認めた者及び団体			

		2条第1項第1号及び第2号の使用を優先したうえで、抽選により使用者を決定する。	
--	--	---	--

別表2 施設使用料（第10条関係）

単位：円（税別）

施設名称	1時間あたり使用料	
	平日	土曜、日曜、休日、平日夜間（17：00～）
J101	1,000	1,300
J102	1,000	1,300
J201		
J202		
J203		
J204		
J205		
J206		
J301	3,000	3,900
J302	2,000	2,600
J303	2,000	2,600
J304	2,000	2,600
J305	2,000	2,600
J306	3,000	3,900
J401	3,000	3,900
J402	3,000	3,900
J403	3,000	3,900
Sozo Square1	3,000	3,900
Sozo Square2	5,000	6,500
Sozo Square3	2,000	2,600

Sozo Square4	4,000	5,200
En Square1	3,000	3,900
En Square2	4,000	5,200
En Square3		
聚学庵	3,000	3,900
En Lounge	8,000	10,400
Promotion Square	2,000	2,600
Ryukoku Main Theater	8,000	10,400
Ryukoku Live Theater	5,000	6,500
Workroom	5,000	6,500
En Terrace	5,000	6,500
Theater Lounge1	5,000	6,500
Theater Lounge2	3,000	3,900
CaféRyukoku &	5,000	6,500

- ① 休日とは、国民の祝日に関する法律に定める休日をいう。
- ② 予約時間を超えて、施設を使用する場合の使用料は、30分（30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。）までごとに、該当する使用料の30分当たりの額に1.5を乗じた額とする。
- ③ Ryukoku Main Theater又はRyukoku Live Theaterを本番のための準備・リハーサル等に使用する場合の使用料は、本表により計算した額の10分の5に相当する額とする。
- ④ Theater Lounge 1 又はTheater Lounge 2 の使用料は、Ryukoku Main Theaterと併せて使用する場合、免除する。
- ⑤ 使用料の減免・加算により1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。